

2019年 トルコの 会計、監査、税務ガイド

EY新日本有限責任監査法人
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)



2019年トルコの会計、監査、税務ガイド

目次

はじめに	3
トルコの会計、監査制度	4
トルコの税制	11
トルコの法人税	12
トルコの付加価値税（VAT）	13
EY Japan ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）の概要	14

はじめに

トルコの会計制度は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) をトルコ語に翻訳したトルコ財務報告基準 (Turkish Financial Reporting Standards: TFRS)、簡易版トルコ財務報告基準 (Büyük ve Orta Boy İşletmeler için Finansal Raporlama Standardı “Financial Reporting Standard for Large and Medium Companies” : BOBI FRS) 及び税務基準 (Muhasebe Sistemi Uygulama Genel Tebliği “General Communiqué on Accounting System Application” : MSUGT) に基づいています。

実務においては、MSUGTが多く採用されており、TFRS及びBOBI FRSに関する知識や経験のある会計人材がまだ十分に浸透していないことから、有能な会計人材の獲得、監査人との緊密なコミュニケーションを含む決算体制の構築が課題となっています。また、トルコの法定監査制度では、会計監査人のローテーション制度が存在しており、継続可能期間は7年とされています。その後、クーリング期間として3年が必要です。

トルコの税金には、主に法人所得税 (源泉税を含む)、個人所得税、付加価値税などがあり、欧州諸国と同等の法規制が整備されています。税法の条文が頻繁に改定、規定が曖昧、厳格な税務当局の税務調査、還付制度も複雑かつ遅延する傾向にあるなどの理由から、納税者である企業は慎重に個々の事象に対して対応しなければなりません。一方、税務当局に対して事前相談制度が存在しており、見解の相違が生じた場合でも裁判所で解決する実務が一般的です。税務申告及び納税の電子化が発達している点も特徴の一つです。また、国際税務としても、多くの国と租税条約を締結しています。

Kuzey Yeminli Mali Musavirlik A.S.

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
トルコリーダー



Dursun Ozcan
パートナー

Kuzey Yeminli Mali Musavirlik A.S.

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)



恒田 範
マネージャー
公認会計士 (日本)

トルコの 会計、 監査制度



トルコの会計、監査制度（概略）

項目	トルコ
非上場企業（日本企業の子会社） IFRS 適用の可否*	否 TFRS、BOBI FRS、MSUGTのいずれかを採用する必要がある。 法定監査が求められる場合はTFRS及びBOBI FRSのみ可能。
IFRSと現地会計基準の 主な差異	<p>▶ TFRS 及び BOBI FRS</p> <p>小 TFRSはIFRSと同等、BOBI FRSはIFRS第9、15、16、17号（小規模企業に対してはさらに連結財務諸表の作成、税効果会計の適用が免除）の適用を除きIFRSと同等</p> <p>▶ MSUGT</p> <p>中 MSUGTは多くの面においてIFRSと差異がある</p>
決算期の変更	可 財務省に申請をすることで決算期を変更することが可能
決算期末の選定 （暦年以外の採用可否）	可 12月31日。ただし財務省の承認に基づき暦年以外を採用することも可能。 決算期が親会社と異なる場合、親会社との統一を目的として、決算期を統一する場合もある。
会社法で作成が 求められる財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 二期併記の貸借対照表 ▶ 損益計算書 ▶ 株主資本等変動計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書及び注記表ならびに附属明細書
提出する財務諸表	同上 監査人からKKG (Kamu Gözetimi, Muhasebe ve Denetim Standartları Kurumu "Public Oversight, Accounting and Auditing Standards Authority) に提出が必要
会計帳簿の保存期間	原則10年間
機能通貨適用の可否	可（ただし、MSUGTを採用している場合は不可）
法定監査	必要

*非上場企業のIFRS適用可否については、以下の基準で記載しています。

否：税務申告時又は規制当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準で提出しなければならない場合。

可：税務申告時又は現地当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準以外にIFRS基準であっても良い場合。

トルコの会計、監査制度

非上場企業のIFRS適用の可否

トルコで事業を行う企業は、トルコ財務報告基準（Turkish Financial Reporting Standards：TFRS）、簡易版トルコ財務報告基準（Büyük ve Orta Boy İşletmeler İçin Finansal Raporlama Standardı “Financial Reporting Standard for Large and Medium Companies”：BOBI FRS）もしくは税務基準（Muhasebe Sistemi Uygulama Genel Tebliği “General Communique on Accounting System Application”：MSUGT）の適用が必要であり、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）を直接適用することは認められていません。

TFRS は IFRS をそのままトルコ語に翻訳した、IFRS とおおむね同等の会計基準であり、BOBI FRS も IFRS 第 9、15、16、17 号を適用していない点を除き（小規模企業に対してはさらに連結財務諸表の作成、税効果会計の適用が免除）、おおむね IFRS と同等の会計基準です。一方、MSUGT を採用している場合は多くの面において差異が存在することから、日本あるいはその他の国でトルコ法人の財務諸表を連結する場合は、グループで採用する会計基準に合わせるための修正が必要となります。

現地会計基準とIFRSの主な差異

MSUGT は税法にのっとった会計基準であり、現金主義のもと下記の点において IFRS と主な差異があります。

- ▶ 連結財務諸表の作成は求められない
- ▶ 棚卸資産の後入先出法の採用も可。棚卸評価損の計上は任意。
- ▶ 有形無形資産は原則取得原価から減価償却累計額のみを控除。償却費は定額法だけでなく定率法でも償却を行う（償却年数は法定耐用年数を採用）。車両運搬具を除いて、償却の月割計算は行わない。減損損失は任意計上（税務申告上も損金不算入）。
- ▶ 無形資産の資産化について TFRS よりも計上が容易
- ▶ 収益認識は主に出荷時に認識
- ▶ 税効果会計の適用はなし
- ▶ 金融商品の時価評価及びヘッジ会計の適用はなし
- ▶ 引当金の計上は任意、引当金の定義は IFRS と類似であるものの、認識要件が明瞭ではなく、損金不算入となる場合が多いことからほとんどの企業において計上が見られない（特に、貸倒引当金は損金算入時＝法的効力発生時に引当金が計上される傾向にある）
- ▶ 退職給付引当金の任意計上（要支給額を計上、数理計算は必要なし）

一方、前述の通り、TFRS と BOBI FRS はおおむね IFRS と同等（BOBI FRS における、IFRS 第 9、15、16、17 号の未適用、小規模企業に対してはさらに連結財務諸表の作成、税効果会計の適用免除を除く）であり、個別の基準の内容について IFRS との差異はありません。実務においては TFRS 及び BOBI FRS に関する知識や経験のある会計人材がまだ十分に浸透していないことから、有能な会計人材の獲得、決算体制の構築が課題となっています。

TFRS と IFRS の対応は次の通りです。

No	概要	関連する IFRSs
TAS 第 1 号	財務諸表の表示	IAS 第 1 号
TAS 第 2 号	棚卸資産	IAS 第 2 号
TAS 第 7 号	キャッシュ・フロー計算書	IAS 第 7 号
TAS 第 8 号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	IAS 第 8 号
TAS 第 10 号	後発事象	IAS 第 10 号
TAS 第 12 号	法人所得税	IAS 第 12 号
TAS 第 16 号	有形固定資産	IAS 第 16 号
TAS 第 19 号	従業員給付	IAS 第 19 号
TAS 第 20 号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	IAS 第 20 号
TAS 第 21 号	外国為替レート変動の影響	IAS 第 21 号
TAS 第 23 号	借入費用	IAS 第 23 号
TAS 第 24 号	関連当事者についての開示	IAS 第 24 号
TAS 第 26 号	退職給付制度の会計及び報告	IAS 第 26 号
TAS 第 27 号	個別財務諸表	IAS 第 27 号
TAS 第 28 号	関連会社及び共同支配企業に対する投資	IAS 第 28 号
TAS 第 29 号	超インフレ経済下における財務報告	IAS 第 29 号
TAS 第 32 号	金融商品：開示	IAS 第 32 号
TAS 第 33 号	1 株当たり利益	IAS 第 33 号
TAS 第 34 号	期中財務報告	IAS 第 34 号
TAS 第 36 号	資産の減損	IAS 第 36 号
TAS 第 37 号	引当金、偶発負債及び偶発資産	IAS 第 37 号
TAS 第 38 号	無形資産	IAS 第 38 号
TAS 第 39 号	金融商品：認識及び測定	IAS 第 39 号
TAS 第 40 号	投資不動産	IAS 第 40 号
TAS 第 41 号	農業	IAS 第 41 号
TFRS 第 1 号	TFRS の初度適用	IFRS 第 1 号
TFRS 第 2 号	株式に基づく報酬	IFRS 第 2 号
TFRS 第 3 号	企業結合	IFRS 第 3 号
TFRS 第 4 号	保険契約	IFRS 第 4 号
TFRS 第 5 号	売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業	IFRS 第 5 号
TFRS 第 6 号	鉱物資源の探査及び評価	IFRS 第 6 号
TFRS 第 7 号	金融商品：開示	IFRS 第 7 号
TFRS 第 8 号	事業セグメント	IFRS 第 8 号
TFRS 第 9 号	金融商品	IFRS 第 9 号
TFRS 第 10 号	連結財務諸表	IFRS 第 10 号

No	概要	関連する IFRSs
TFRS 第 11 号	共同支配の取決め	IFRS 第 11 号
TFRS 第 12 号	他の企業への関与の開示	IFRS 第 12 号
TFRS 第 13 号	公正価値測定	IFRS 第 13 号
TFRS 第 14 号	規制繰延勘定	IFRS 第 14 号
TFRS 第 15 号	顧客との契約から生じる収益	IFRS 第 15 号
TFRS 第 16 号	リース	IFRS 第 16 号
TFRS 第 17 号	保険契約	IFRS 第 17 号

決算期の変更

トルコでは会計期間、課税期間ともに1月から12月の暦年が原則ですが、財務省の承認に基づき、ともに暦年以外の決算期に変更することもできます。変更手続において、決算期の変更に伴う親会社からの依頼書といった書類を提出する必要があります。その他の主な変更手続は以下の通りです。

- ▶ 嘆願書を作成し、財務省へ提出
- ▶ 株主総会において承認、Trade Registryへ登録し、定款を変更
- ▶ 税務当局へ会計期間・決算期の変更を通知

決算期末の選定(暦年以外の適用可否)

トルコでは前述の通り、財務省の承認に基づき親会社の決算期に合わせて暦年以外を採用することも可能です。

例えば、決算期を12月から3月に変更した場合、12月末に12カ月決算監査を行います。その後、3月末に3カ月の決算監査を行うこととなります。

会社法で作成が求められる財務諸表

企業は以下の財務諸表を作成する必要があります。財務諸表に使用する言語はトルコ語のみ認められます。

- ▶ 二期併記の貸借対照表
- ▶ 損益計算書
- ▶ 株主資本等変動計算書
- ▶ キャッシュ・フロー計算書及び注記表ならびに附属明細書

提出する財務諸表

会社法で作成が定められた財務諸表一式が対象となります。監査終了後、監査人から KGK (Kamu Gözetimi, Muhasebe ve Denetim Standartları Kurumu “Public Oversight, Accounting and Auditing Standards Authority) に提出が必要となります。

保存期間

トルコでは、帳簿の保存期間として10年間求められています。税務当局は5年間の遡及期間を設けています。

機能通貨について

TFRS、BOBI IFRS では IFRS 同様にいずれかの通貨を機能通貨として採用することが可能であり、自国通貨であるトルコリラ (TRY) 以外を採用することも可能です。一方、MSUGT ではトルコリラのみの採用が必要です。

法定監査

トルコでは、イスタンブール証券取引所上場会社、金融機関及び大会社*といった企業は、TFRS もしくは BOBI FRS に準拠した財務諸表を作成し、トルコ公認会計士といった外部監査人による法定監査を受ける必要があります。監査済の財務諸表は、年に 1 回開催される株主総会で承認されなければなりません。法定監査を受けなかった企業は、配当や増資といった法定の活動が制限されます。

* 以下三つの判定要件のうち、2 期連続二つ以上の要件を満たす場合、大会社に該当し法定監査が要求されます。また、基準値は改定される可能性があります。

- ① 総資産：35 百万トルコリラ以上
- ② 売上高：70 百万トルコリラ以上
- ③ 平均従業員数：175 名以上

また、トルコの法定監査制度では、会計監査人のローテーション制度が存在しており、継続可能期間は 7 年とされています。その後、クーリング期間として 3 年が必要です。

なお、連結目的監査を除き、内部統制監査は求められていません。

会計、監査上の留意点

トルコでは法定監査が求められる企業において TFRS や BOBI FRS に準拠した財務諸表の作成が求められていますが、多くの企業が税法基準に近い MSUGT を採用しており、TFRS や BOBI FRS に関する知識や経験が実務担当者において不足していることが現状です。

帳簿上も税法基準に基づき、決算修正として TFRS や BOBI FRS への調整を加えることが多いです。企業としては、期中から監査人と緊密にコミュニケーションを取り、会計、監査上の論点についてディスカッションを事前に行うことで、スマート・クロージングを心がけることが肝要です。

また、日本あるいはその他の国において、MSUGT を採用しているトルコ企業の財務諸表を連結処理する場合、グループ会計基準に合わせるために、特に固定資産の減損要否や引当金計上可否の検討を十分に行うことが必要となります。

トルコの 税制



トルコの法人税

本章には、2017年11月28日に成立した包括法（Omnibus Law）の改正が反映されており、この新法には大幅な税制改正が含まれます。こうした改正も踏まえ、読者は、取引に着手する際には事前に専門家から助言を受けて下さい。

概要*

法人税率 (%)			22	
キャピタルゲイン税率 (%)			22	
支店に対する税率 (%)			22	
源泉税率 (%)	配当		15	
	利子	買戻条件付（レボ）取引に係る利子	15	
		預金利息	10/12/13/15/18	
		貸付金利息	0/10	
		トルコ国債に係る利子	0/10	
		民間社債に係る利子	トルコで発行されたもの	0/10
			国外で発行されたもの	0/3/7/10
	特許、ノウハウなどからのロイヤルティ		20	
	専門家報酬	石油探査活動に係る報酬	5	
		その他の活動に係る報酬	20	
	長期請負工事及び修繕契約に係る分割請求		3	
	ファイナンスリースに係る支払		1	
	不動産賃借料の支払		20	
支店送金税		15		
欠損金 (年)	繰戻		0	
	繰越		5	

* 表中の税率は説明目的のために表示しています。詳細な情報については、EY トルコにお問い合わせ下さい。

トルコの付加価値税(VAT)

概要

税金の名称	付加価値税（VAT）	
現地語の名称	Katma deger vergisi（KDV）	
導入日	1984年11月2日	
貿易圏への加盟	欧州関税同盟	
	汎欧州地中海累積制度	
所管	歳入庁（Revenue Administration） (http://www.gib.gov.tr)	
VAT 税率	標準	18%
	軽減	1%及び8%
	その他	全部課税対象外及び部分課税対象外
VAT 番号の形式	1234567890	
VAT 申告書の期間	月次	
登録基準値	なし	
国内で設立されていない事業者による VAT の控除	制限あり	

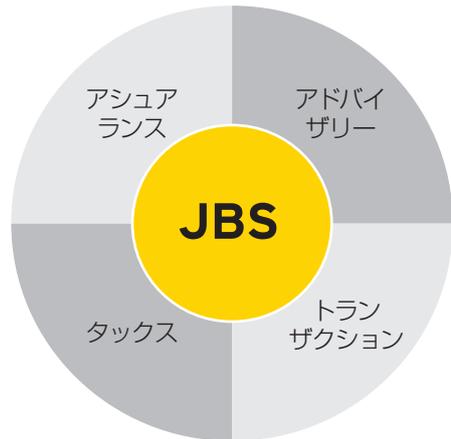
EY 新日本有限責任監査法人における海外進出支援体制 ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) の概要

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) は日本企業の海外事業展開をサポートする

アシュアランス、タックス、トランザクション、アドバイザリーの4ラインをまたがるEYのグローバルネットワークです。

世界の70を超える主要都市に約450名の日本語対応可能なプロフェッショナル (うち駐在員約100名) を配し、監査、税務、アドバイザリーなどの業務を通じて、均一で高品質なサービス体制を整備しています

JBSはグローバルネットワークを統括する本部機能をEY Japan内に設けています。EY Japan主導により、海外各地の日本企業担当プロフェッショナルと密接な連携を図りながら、強固な一体組織として、グローバルで最適なサービスを提供しています



Contact us

EY 新日本有限責任監査法人
マーケティング本部 海外企画部
JBS (ジャパン・ビジネス・サービス)
Jbs_mailbox@jp.ey.com

Kuzey Yeminli Mali Musavirlik A.S.
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
トルコリーダー/パートナー
Dursun Ozcan
Dursun.Ozcan@tr.ey.com

Kuzey Yeminli Mali Musavirlik A.S.
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
マネージャー
恒田 範
Susumu.Tsuneda@tr.ey.com

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。